

令和4年度 平塚市営住宅の募集要項

■ 募集日程 ■

	『募集のしおり』配布及び募集受付期間	抽選日	入居説明会	入居予定日
5月募集	令和4年5月6日(金)から 令和4年5月20日(金)まで	令和4年 6月6日(月)	令和4年 8月1日(月)	令和4年 9月1日(木)
11月募集	令和4年11月1日(火)から 令和4年11月15日(火)まで	令和4年 11月29日(火)	令和5年 2月1日(水)	令和5年 3月1日(水)
配布場所	東急コミュニティー平塚市営住宅サービスセンター、市役所（1階 受付案内、6階 建築住宅課）、 駅前市民窓口センター、各公民館			

※ 日程等は変更する場合があります。「広報ひらつか」及び「募集のしおり」で必ず御確認ください。

■ 申込資格 ■

一般世帯の申込資格

次の(1)～(8)までの全てを満たすこと

- (1) 申込者が成人であること（婚姻している未成年を含む。）
- (2) 夫婦（婚約者、事実婚及び平塚市パートナーシップ宣誓制度の宣誓者を含む。）、または、親子を主体とした家族であること
- (3) 1年以上引き続き平塚市内に住民登録をしていること
- (4) 世帯の月収額が基準内であること（原則階層「15万8000円以下」、裁量階層「21万4000円以下」）
- (5) 住宅困窮理由があること（次の(ア)～(ク)のいずれかに該当していること）
 - (ア) 住宅用でない建物に住んでいる
 - (イ) 他の世帯（親族ではない人、及び申込者または同居しようとする親族からみて1親等以外の親族）

と炊事場又は便所を共同使用している

(ウ) 部屋が狭く、基準とする居住面積以下である

(エ) 申込者の家賃負担額が収入基準額の 30%以上である

(オ) 住宅がないため親族と同居できない

(カ) 婚約中・離婚予定で、その後の住宅がない

(キ) 家主から正当な立ち退き請求を受けている

(ク) その他の理由（例、自宅が競売。DV 被害を受けている。）で現に住宅に困っている

(6) 市・県民税その他の賦課徴収しているもの（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、軽自動車税、

固定資産税、介護保険料、下水道使用料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料等。延滞金も含む。）の滞納がないこと

(7) 申込者または同居しようとする親族が、住宅（持ち家）や土地を所有していないこと

(8) 申込者または同居しようとする親族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」

第 2 条

第 6 号に規定する暴力団員でないこと

単身世帯の申込資格

「一般世帯の申込資格」のうち(2)を除く全てを満たし、次の(ア)～(ク)のいずれか 1 つに該当すること

(ア) 年齢が 60 歳以上 (イ) 障がい者 (ウ) 戦傷病者 (エ) 原爆被

爆者

(オ) 生活保護受給者、または、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている方

(カ) 海外引揚者 (キ) ハンセン病療養所入所者等 (ク) 配偶者等からの暴力による被害

者

- 福島復興再生特別措置法に伴う避難指示区域の居住制限者
- 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども被災者支援法）に基づく支援対象避難者の方は、申込資格に優遇措置がありますので、下記へお問い合わせください。
〒254-8686 平塚市浅間町 9-1 平塚市役所 都市整備部 建築住宅課住宅管理担当
TEL：0463-21-8784（直通）

■ お問い合わせ先 ■

【平塚市営住宅指定管理者】 株式会社 東急コミュニティー 平塚市営住宅サービスセンター

〒254-0042 平塚市明石町 7-10 弥生ビル 1階 TEL：0463-74-4005 FAX：0463-74-4701